

報告 1 酒々井町下水道事業使用料の改定方針について

～安全・安心なサービスを利用者に提供するために～

下水道使用料 令和7年7月1日から新料金体系を採用

町上下水道事業運営審議会の内容

・令和6年2月

今後も安全で安心なサービスを利用者に提供するために下水道使用料の料金改定が必要である旨の答申を受ける。

・令和6年7月

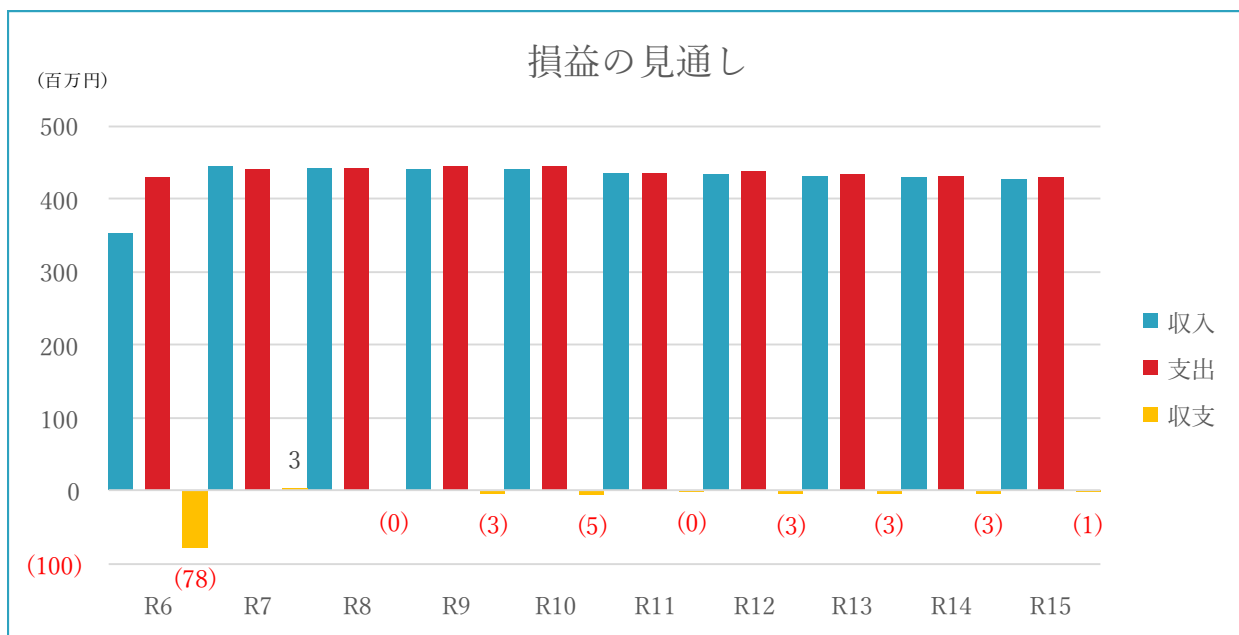
答申内容に沿った改定作業に取り組み、料金体系、料金改定率、改定時期等の基本的な改定方針の素案をまとめ、改めてその内容を諮る。

・令和6年10月

各委員により慎重な議論が展開された結果、町が提案していた平均改定率を25.3パーセントとする内容の答申を得る。

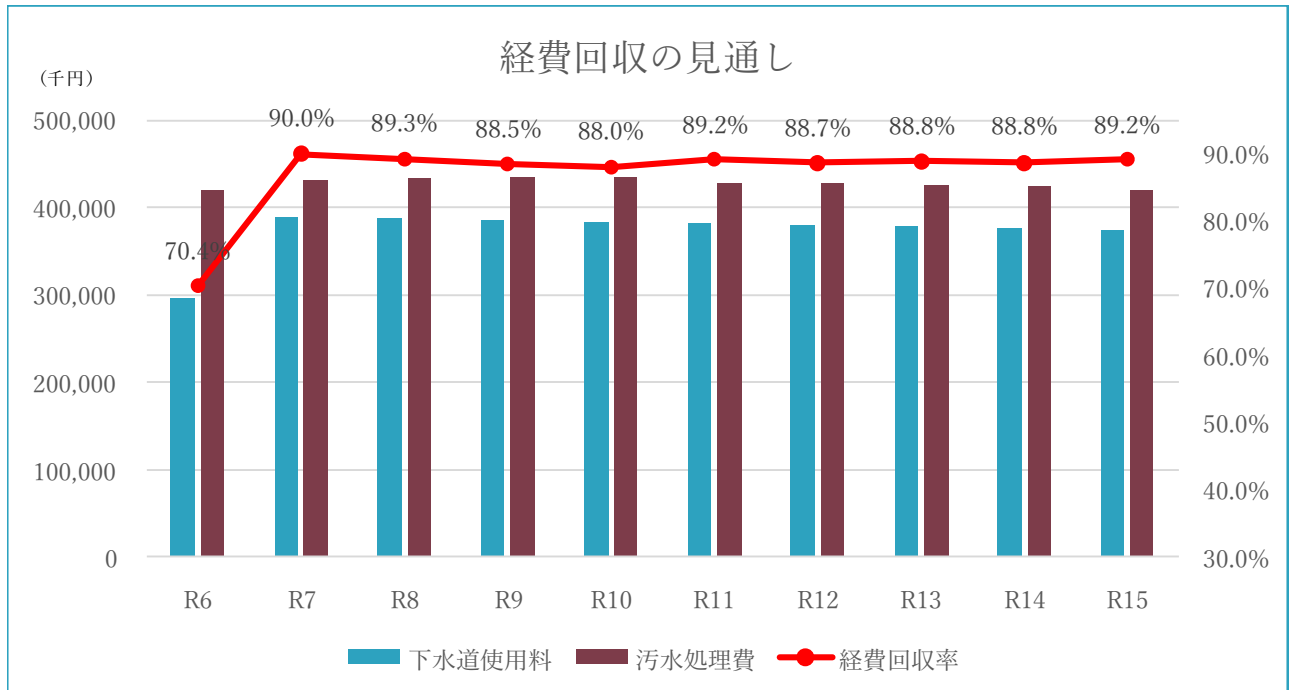
《改訂後の損益の見通し①》

単年度の収支は概ね均衡となり、単年度の損失は僅少に抑えられる見込みです。



《改訂後の経費回収の見通し②》

経費回収率は概ね90%弱まで改善する見通しになります。



下水道使用料は、物価上昇の折、負担が増える改定にはなりますが、最終処理場への負担金や町内下水道施設が大量に更新期を迎え、今後さらなる経費の増大が見込まれる中、次世代に過重な負担を強いることがないよう資金運営に注力し、適正な事業経営に取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解をお願い申し上げます。

報告2 青少年交流の家に係る裁判について

令和6年第5回定例議会の、行政報告に引き続き、その後の経過を報告します。

令和6年10月4日に千葉地方裁判所において判決が言い渡されました。判決内容について、弁護士との打合せ及び町円卓会議での協議を経た結果、容認できる内容ではないと判断し、控訴することとし、裁判所に控訴状を提出しました。



～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知
 (出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴
 (原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続(被告(株)ヤマロク側から24,460,791円
 の支払い他を求める反訴状の提出)

R3.1.25 第17回弁論準備手続
 (当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマ
 ロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5.7.21 第32回弁論準備手続
 調停査定案1,400万円が示され、原告・被告に内容の精査が求
 められる

R5.9.19 第33回弁論準備手続
 調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調
 停査定案1,400万円による和解受入れの判断を求められるも、
 回答を持ち帰る

R5.10.6 町顧問弁護士との協議
 以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した
 ①調停金額1,400万円が当初契約金額1,175万5,638円及び町
 が積算依頼した出来高金額750万3,006円と大きな乖離があ
 ること
 ②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律
 のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと
 (同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)

- R5.11.7 第34回弁論準備手続き（調停案の不成立の確認）
- R6.1.22 第35回弁論準備手続き
- R6.2.16 証人尋問
- R6.6.4 口頭弁論
- R6.10.4 判決
- R6.10.18 容認できる内容ではないと判断し控訴状を提出（現在に至る）